

○追手門学院大学学業成績優秀者給付奨学金規程

2006年1月30日

制定

(目的)

第1条 この制度は、学業成績・人物が他の学生の模範となるような優秀な者に対し奨学金を支給することで学資を援助し、学業を奨励することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学学業成績優秀者給付奨学金(以下「奨学金」という。)といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学学業成績優秀者給付奨学生(以下「奨学生」という。)という。

(資格)

第3条 奨学生となる者は、本学に在学する2年生以上の学部学生であり、学業が優秀であるものとする。ただし、外国人留学生、編入学生の3年次生及び最短修業年限を超えて在籍する者は、対象外とする。

(募集)

第4条 奨学生の募集は、毎年4月に行う。

(申請)

第5条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生課を通じて、学長に提出しなければならない。

(採用人数)

第6条 採用人数は、各学年各学科1名とする。

(金額及び期間)

第7条 奨学金は給付制とし、金額は授業料の年額相当額とする。

2 奨学金の給付期間は、当該年度限りとする。

(選考及び決定)

第8条 奨学生の選考は、学生部から提示した資料に基づき、各学科長が候補者を推薦し、追手門学院大学学生部委員会(以下「学生部委員会」という。)の議を経て、学長が決定する。

2 選出された者が奨学生の資格を失った場合でも、下位の者を繰り上げることはできない。

(他の奨学金との併用)

第9条 奨学生が給付を受けた年度は、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

い。ただし、グローバルキャリアコース派遣留学生に支給される奨学金及び追手門学院大学小学校教諭一種免許取得給付奨学金とは重複して受給できるものとする。

(異動)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき
- (3) 奨学金を辞退するとき

(失格)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 除籍になったとき
- (3) 修学の見込みがないとき
- (4) 追手門学院大学学則第64条等により処分を受けたとき
- (5) 奨学金を辞退したとき

(返還)

第12条 奨学生が前条のいずれかに該当する場合、又は奨学金の受給が不相当と認められる場合には、返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金を一括して返還しなければならない。

(所管)

第13条 この規程の奨学金に関する事務は、学生部学生課において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学生部委員会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2005年度以降に入学した者から適用する。ただし、編入学生については、2007年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年12月4日から施行する。